職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

１　改正の理由

任命権者は、職員を一定の期間内に終了が見込まれる業務等に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第４条及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号。以下「任期付職員条例」という。）第３条の規定により任期付職員を採用することができるとされています。

当該規定に基づき、産前・産後休暇の取得等により時限的に生じる業務に従事する任期付職員を必要に応じて柔軟かつ迅速に採用することができるよう、職員の任用に関する規則（昭和33年千葉県人事委員会規則第４号。以下「任用規則」という。）について所要の改正を行うものです。

２　改正の概要

（１）任用規則第10条第１項で規定する選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいいます。）により行うことができる採用に、任期付職員条例第３条の規定による任期付職員の採用を加えます。

（２）その他形式的な規定の整理を行います。

３　施行予定時期

令和８年１２月